

年金だより

◆「ねんきん特別便」をお届けします

現在、社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、コンピューターによる照合作業を進めています。その結果、基礎年金番号の記録に結びつく可能性があると判断した方に、平成20年3月までの間に「ねんきん特別便」を順次お送りします。また、それ以外の方については、平成20年4月から10月までの間に送付します。

「ねんきん特別便」が届きましたら、記録にもれがないかをご確認いただき、訂正がない方は同封の「確認はがき」を社会保険業務センターに返信してください。また、訂正がある方は同封の「年金加入記録照会票」に訂正等の内容を記入のうえ、年金受給者の方は年金証書と印鑑をお持ちになって最寄りの社会保険事務所において手続き(郵送での手続き方法は「ねんきん特別便専用ダイヤル」でご案内しています。)を、その他の方は社会保険業務センターに返信いただきますようお願いいたします。

受付時間3月31日まで

【月曜日から金曜日】午前9時～午後8時

【第二土曜日及び3月9日】午前9時～午後5時

問合せ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」☎0570・058・555 (I P 電話・P H S からは☎03・6700・1144)

◆ご本人以外の方が年金相談等を

代行される際のお願い

社会保険事務所等での年金相談においては、年金の加入記録や見込み額等の個人情報について、

原則としてご本人にのみ回答しています。

ただし、委任がある場合には、ご本人に代わりご家族や友人の方でも、年金の請求の手続きや年金に関する相談を代行していただけます。

その際には、ご本人の年金手帳に記載されている基礎年金番号、または年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コード・本人の住所・氏名・生年月日・委任される内容を記入したうえ、委任を受ける方の住所・氏名・本人との関係を書いて本人が署名押印した委任状をご用意ください。

また、相談等を代行される方の身分を証明する運転免許証・パスポートなどをお持ちください。

◆国民年金保険料の納付にはお得な

口座振替をご利用ください

口座振替には、4月から翌年3月までの1年分の保険料をまとめて納付することにより、3,620円が割引になる前納制度があります。

また、通常、その月の国民年金保険料は翌月末に指定口座より引き落としとなりますが、当月末に納付することによって月々の保険料が50円割引になる早割制度もあります。

口座振替による1年分の前納制度、または4月分からの早割制度を希望される場合は、口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)のうえ、金融機関の窓口、または社会保険事務所へご提出ください。

なお、口座振替が開始されるまでに2か月程度かかりますので、確実に口座振替を行うために、2月中の手続きをお願いします。

問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3414

1月の横田基地飛行回数 問合せ 環境課 環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	994	-165	199	-69
昼間(午前7時～午後7時)	772	-129	134	-45
夕刻(午後7時～10時)	208	-41	65	-24
夜間(午後10時～午前7時)	14	5	0	0
最高音圧レベル(デシベル)	112	-11	98	6

- ① 本店の所在地が福生市内にあり、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスによる競争入札参加資格を有していないこと
- ② 市税に滞納がないこと
- ③ 借入れについては、予定価格が40万円未満の賃貸借契約
- ④ その他のものについては、予定価格が50万円未満の契約

3月の無料相談 ※休日・祝日を除く 問合せ 秘書広報課 広報広聴係

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	5日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎03・5320・7733
登記相談	6日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	11日(火)			
法律相談	7日(金)・12日(水)・19日(水)・26日(水)			
交通事故相談	13日(木)			
少年相談	21日(金)	午前9時～午後4時30分	市役所2階 介護福祉課	予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター ☎042・642・1677へ。
介護保険相談	毎週 火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所2階 介護福祉課	問合せ 介護福祉課 介護保険係 ☎539・2555
子ども相談	毎週 火～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(福祉センター2階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎5539・2555
消費者相談	毎週 月曜・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所5階 消費者相談室	問合せ 地域振興課
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎552・2121
金融相談	6日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

2月の納税

2月は固定資産税・都市計画税(第4期)・国民健康保険税(第6期)・介護保険料(第6期)の納期です。更新は不要です。

来年度の税・保険料の口座振替も随時受け付けています。一度登録すれば年度毎の更新は不要です。



納期限を過ぎると年14.6%の延滞金が課せられます。事情により納税が遅れている方はご相談ください。 問合せ 収納課

《聴覚障害者の方へ》広報や市の業務などの問合せは、☎552・5150(社会福祉課 F A X)をご利用ください。 問合せ 秘書広報課 広報広聴係

税の申告はお早めに

◎所得税の確定申告
◎市・都民税の申告

申告会場が商工会館から福生駅プチギャラリー3階へ変更になりました

※土・日・祝日は相談・受付ができません。

※申告会場には駐車場駐輪場がありませんので、徒歩または電車でお越しください。

【確定申告書の作成は】

国税庁のホームページで作成できます。

・国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

※白黒(モノクロ)で打ち出した申告書の提出も可能です。

【収入が公的年金の方】

公的年金から源泉徴収されていない方でも、年齢、扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または市・都民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票(はがき)をお持ちのうえ、相談日にお越しください。

【収入が無かった方】

市・都民税の申告が必要です。非課税証明書等の資料は、福生市が発注する小規模かつ簡易な物品購入及び市内の事業者の方へ小規模契約事業者登録の申請を受け付けます

【収入が無かった方】

小規模契約事業者登録制度は、福生市が発注する小規模かつ簡易な物品購入及び市内の事業者の方へ小規模契約事業者登録の申請を受け付けます

料となりますので必ず申告してください。

【住宅ローン控除の特別措置】

申告書の提出方法は2月1日発行の市税だより(全戸配布)をご覧ください。 問合せ 青梅税務署 ☎042・22・3185、課税課 市民税係

申告書の提出方法は2月1日発行の市税だより(全戸配布)をご覧ください。

小規模契約の对象は、次のとおりです。

- ① 物品については、予定価格が80万円未満の購入契約
- ② 印刷については、予定価格が130万円未満の請負契約
- ③ 借入れについては、予定価格が40万円未満の賃貸借契約
- ④ その他のものについては、予定価格が50万円未満の契約

登録の条件

- ① 本店の所在地が福生市内にあり、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスによる競争入札参加資格を有していないこと
- ② 市税に滞納がないこと
- ③ 借入れについては、予定価格が40万円未満の賃貸借契約
- ④ その他のものについては、予定価格が50万円未満の契約

「利用ください」の「声のたより」の「声の広報」をお届けします。対象視覚障害1・2級の方問合せ 議会事務局、秘書広報課 広報広聴係

有効期間1年を限度とし、登録年度の3月31日まで

申込み2月15日(金)～3月14日(金)の間(土・日曜日を除く、午前9時～午後5時)に申請書等一式を直接または郵送で〒197-8501福生市本町5番地福生市役所企画

財政部財政課契約係(市役所5階)へ。

※申請書は契約係で配布(市ホームページからもダウンロードできます)。

問合せ 財政課契約係 ☎551・1539

納税は便利な「口座振替」で

納め忘れを防ぐ!

次の税は納期限を過ぎても郵送します。

- ・市・都民税(第1期～4期)
- ・固定資産税・都市計画税(第1期～3期)
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税(第1期～5期)
- ・介護保険料(第1期～5期)

納期限を過ぎると年14.6%の延滞金が課せられます。事情により納税が遅れている方はご相談ください。

問合せ 収納課

問合せ 秘書広報課 広報広聴係